

大

別添1

写

厚生労働省発基安1212第1号

労働政策審議会

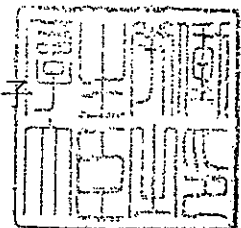
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第2号の規定に基づき、別紙「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年12月12日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



(別紙)

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 粉じん障害防止規則の一部改正

一 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に限らず全ての場所において金属をアーク溶接する作業を、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための措置を講じる必要のある粉じん作業とするものとする。

二 事業者は、屋内又は坑内に限らず全ての場所において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石若しくは鉱物を裁断し、彫り、若しくは仕上げする作業又は金属をアーク溶接する作業に労働者を従事させる場合にあつては、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 じん肺法施行規則の一部改正

一 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に限らず全ての場所において金属をアーク溶接する作業を、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための措置を講じる必要のある粉じん作業と

するものとする。

二 その他様式の改正等、所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。